

議案第16号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

## 沖縄県教育委員会規則第 号

### 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(沖縄県立教育機関組織規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県立教育機関組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「特殊教育課(特殊教育センター)」を「特別支援教育課(特別支援教育センター)」に改め、同条第2項中「特殊教育課(特殊教育センター)」を「特別支援教育課(特別支援教育センター)」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

(沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(沖縄県立博物館の管理に関する規則の一部改正)

**第3条** 沖縄県立博物館の管理に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項第1号及び第2号中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

**第4条** 学校教育法施行細則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第8条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第9条の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条中「第13条第6号」を「第23条第7号」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第11条第1項中「第23条第3号、第6号及び第8号」を「第23条第2号、第6号及び第9号」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第14条の見出し中「盲、聾者」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)」に改め、同条中「盲者及び聾者」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)(以下「視覚障害者等」という。)」に、「盲者又は聾者である旨」を「特別支援学校に就学させるべき旨」に改める。

第16条の見出し中「盲、聾者」を「視覚障害者等」に改め、同条中「盲学校又は聾学校」を「特別支援学校」に改める。

第17条の見出し中「盲・聾者」を「視覚障害者等」に改める。

(沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部改正)

**第5条** 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則(昭和50年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則の一部改正)

**第6条** 沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則(昭和50年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の一部改正)

**第7条** 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 沖縄県立特別支援学校管理規則

第1条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第2条中「盲者(強度の弱視者を含む。)、聾者(強度の難聴者を含む。)又は」を「視覚障害者、聴覚障害者、」に、「若しくは」を「又は」に、「施し、あわせてその欠陥を補う」を「施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図る」に改める。

第43条第2項中「養護助教諭」の次に「栄養教諭、」を加える。

第44条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7)栄養教諭は、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則の一部改正)

**第8条** 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「養護助教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

(沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則の一部改正)

**第9条** 沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「講師、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員」を「講師、栄養教諭(共同調理場に勤務する者を除く。)、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員」に、「共同調理場に勤務する学校栄養職員」を「共同調理場に勤務する栄養教諭及び学校栄養職員」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 規則案の概要の説明

県立学校教育課

### 1 件名

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 近年の児童生徒等の障害の重度・重複化や、LD、ADHD等軽度発達障害への対応の必要性から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育の推進を図るため、平成18年6月21日に学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）が公布され、平成19年4月1日から施行されることとなった。
- (2) 子どもたちの望ましい食習慣の形成のため、あらたに栄養教諭制度を創設し、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する栄養教諭が食に関する指導に当たることができるよう学校教育法等の一部を改正する法律（平成16年法律第49号）が平成17年4月1日より施行され、本県においても平成19年度から栄養教諭を任用することとなった。
- (3) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）、学校教育法等の一部を改正する法律（平成16年法律第49号）により改正された後の学校教育法の施行に伴い、県教育委員会規則の規定を整備するため、関係規則を改正する必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 次の7規則について、特別支援学校制度の創設等に伴う規定の整理を行う。
  - ア 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則
  - イ 沖縄県立教育機関組織規則
  - ウ 沖縄県立博物館の管理に関する規則
  - エ 学校教育法施行細則
  - オ 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則
  - カ 沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則
  - キ 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則
- (2) 次の3規則について、栄養教諭の配置に伴う規定の整備を行う。
  - ア 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則
  - イ 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則
  - ウ 沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則

### 4 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法の参考条文

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）

改正案	現行
(総合教育センター) 第2条 沖縄県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に、次の課を置く。	(総合教育センター) 第2条 沖縄県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に、次の課を置く。
特別支援教育課（特別支援教育センター）	特別支援教育課（特別支援教育センター）

2 総合教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。

特別支援教育課（特別支援教育センター）	(1) 特別支援教育に係る専門的、技術的事項の調査研究及びその成果に関すること。
特別支援教育課（特別支援教育センター）	(2) 特別支援教育に係る教育関係職員の研修に関すること。
特別支援教育課（特別支援教育センター）	(3) 心身障害児に係る教育相談、検査、就学及び訓練並びに指導に関すること。
特別支援教育課（特別支援教育センター）	(4) 学校及び教育研究団体に対する助言並びに援助に関すること。
特別支援教育課（特別支援教育センター）	(5) 特別支援教育に係る資料の収集、整理、保存及び提供に関すること。
特別支援教育課（特別支援教育センター）	(6) その他特別支援教育の振興を図るために必要な事業に関すること。

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）

(委任事項)	改正案	現行
(委任事項)		
第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。	第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。	
(6) 県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）生徒の定員に関すること。	(6) 県立高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）生徒の定員に関すること。	

## 沖縄県立博物館の管理に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第13号）

改 正 案	現 行
(入館料の免除) 第16条の2 沖縄県立教育機関使用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第37号） 第4条の規定により入館料を免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒 及びその引率者が、教育課程に基づく教育活動として常設展を観覧する場合 (2) 県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒 が、学校週5日制の休業土曜日に常設展を観覧する場合 (3) 略	(入館料の免除) 第16条の2 沖縄県立教育機関使用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第37号） 第4条の規定により入館料を免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 県内の小学校、中学校、高等学校、盲学校、 <sup>ろう</sup> 学校及び養護学校に在籍 する児童生徒及びその引率者が、教育課程に基づく教育活動として常設展を観 覧する場合 (2) 県内の小学校、中学校、高等学校、盲学校、 <sup>ろう</sup> 学校及び養護学校に在籍 する児童生徒が、学校週5日制の休業土曜日に常設展を観覧する場合 (3) 略

## 学校教育法施行細則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第20号）

## 改正案

現行	改正案
(課程、学科、専攻科、別科設置の認可申請手続)	(課程、学科、専攻科、別科設置の認可申請手続)
<b>第8条 法第4条及び政令第23条第3号の規定による高等学校(特別支援学校(別々の高等部を含む。)の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、別科の設置についての認可の申請は、別記第9号様式の認可申請書によつてしなければならない。</b>	<b>第8条 法第4条及び政令第23条第3号の規定による高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、別科の設置についての認可の申請書によつてしなければならない。</b>
(特別支援学校の部の設置の認可申請手続)	(盲学校等の部の設置の認可申請手續)
<b>第9条 政令第23条第7号の規定による特別支援学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置についての認可の申請は、別記第10号様式の認可申請書によつてしなければならない。</b>	<b>第9条 政令第13条第6号の規定による盲学校、聾学校又は養護学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置についての認可の申請は、別記第10号様式の認可申請書によつてしなければならない。</b>
(学校等の廃止の認可申請、届出手続)	(学校等の廃止の認可申請、届出手續)
<b>第11条 法第4条並びに政令第23条第2号、第6号及び第9号の規定による学校若しくは分校の廃止、高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、別科若しくは幼稚部の廃止についての認可の申請は、別記第12号様式の認可申請書によつてしなければならない。</b>	<b>第11条 法第4条並びに政令第23条第3号、第6号及び第8号の規定による学校若しくは分校の廃止、高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、別科の廃止又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部、高等部若しくは幼稚部の廃止についての認可の申請書によつてしなければならない。</b>
2 前項の規定は、同令第25条第1号及び第4号の規定による廃止についての届出の場合に準用する。	2 前項の規定は、同令第25条第1号及び第4号の規定による廃止についての届出の場合に準用する。
(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)についての通知手続)	(盲、聾者についての通知手續)
<b>第14条 政令第11条(同令第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)(以下「視覚障害者等」という。)についての氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨の通知は、別記第13号様式の通知書によつてしなければならない。</b>	<b>第14条 政令第11条(同令第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)についての氏名及び特別記第13号様式の通知書によつてしなければならない。</b>
(視覚障害者等の区域外就学等の届出手続)	(盲、聾者の区域外就学等の届出手続)
<b>第16条 政令第17条の規定による特別支援学校に就学させようとする場合の届出は、別記第15号様式の届出書によつてしなければならない。</b>	<b>第16条 政令第17条の規定による盲学校又は聾学校に就学させようとする場合の届出は、別記第15号様式の届出書によつてしなければならない。</b>
(視覚障害者等の全課程修了前に退学したときの通知手続)	(盲・聾者の全課程修了前に退学したときの通知手続)
<b>第17条 政令第18条の規定による全課程を修了する前に退学したときの通知は、別記第16号様式の通知書によつてしなければならない。</b>	<b>第17条 政令第18条の規定による全課程を修了する前に退学したときの通知は、別記第16号様式の通知書によつてしなければならない。</b>

新旧対照表（第5条関係）

沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則（昭和50年沖縄県教育委員会第2号）

改 正 案	現 行
(任務)	(任務)
<p>第2条 委員会は、沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号について心身の障害の程度を判定し、適正な就学指導を行う。</p> <p>(1) 県立<u>特別支援学校</u>に就学しようとする者、又は在学する児童生徒のうち、当該学校で心身の障害の程度を判定することが困難な者</p>	<p>第2条 委員会は、沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる者について心身の障害の程度を判定し、適正な就学指導を行う。</p> <p>(1) 県立<u>特殊教育諸学校</u>に就学しようとする者、又は在学する児童生徒のうち、当該学校で心身の障害の程度を判定することが困難な者</p>

新旧対照表（第6条関係）

沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第3号）

改正案	現行
(使用者の範囲)	(使用者の範囲)
第11条 少年自然の家を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（特別支援学校の中学校部を含む。）の児童生徒	第11条 少年自然の家を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 小学校（直学校、 <sup>そく</sup> 養学校及び養護学校の小学部を含む。）及び中学校（直学校、 <sup>そく</sup> 養学校及び養護学校の中学部を含む。）の児童生徒

**沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）**

沖縄県立特別支援学校管理規則	改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営に關し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校（以下「学校」という。）の管理運営に關し、必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>(学校の目的)</p> <p>第2条 学校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、それぞれ視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために、必要な知識技能を授けることを目的とする。</p>	<p>(学校の目的)</p> <p>第2条 学校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、それぞれ視覚障害者、聴覚障害者（ろう）者（強度の難聴者を含む。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。</p>	
<p>(職員組織)</p> <p>第43条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。 2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、その他必要な職員を置くことができる。 3 寄宿舎を設ける学校には、前2項に規定するもののほか、寄宿舎指導員を置く。</p>	<p>(職員組織)</p> <p>第43条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。 2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、その他必要な職員を置くことができる。 3 寄宿舎を設ける学校には、前2項に規定するもののほか、寄宿舎指導員を置く。</p>	<p>(職務)</p> <p>第44条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるところとする。</p> <p>(7) 栄養教諭は、教諭又は助教諭に準ずる職務に從事する。</p> <p>(8) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に從事する。</p> <p>(9) 事務職員は、事務に從事する。</p> <p>(10) 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。</p>
		<p>(7) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に從事する。</p> <p>(8) 事務職員は、事務に從事する。</p> <p>(9) 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。</p>

(11) 寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

(10) 寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

新旧対照表(第8条関係)

沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第7号)

改正案	現行																														
<p><b>第5条</b> 評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表中欄に掲げる1次評価者及び同表右欄に掲げる最終評価者が行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象者の区分</th> <th>1次評価者</th> <th>最終評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>教育長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>教頭及び事務長</td> <td>校長</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</td> <td>教頭</td> <td>教諭 教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</td> </tr> <tr> <td>学校栄養職員、事務職員及び現業職員</td> <td>事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)</td> <td>事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者	校長	教育長	教育長	教頭及び事務長	校長	校長	教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	教頭	教諭 教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	学校栄養職員、事務職員及び現業職員	事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)	事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)	<p><b>第5条</b> 評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表中欄に掲げる1次評価者及び同表右欄に掲げる最終評価者が行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象者の区分</th> <th>1次評価者</th> <th>最終評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>教育長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>教頭及び事務長</td> <td>校長</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</td> <td>教頭</td> <td>教諭 教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</td> </tr> <tr> <td>学校栄養職員、事務職員及び現業職員</td> <td>事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)</td> <td>事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者	校長	教育長	教育長	教頭及び事務長	校長	校長	教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	教頭	教諭 教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	学校栄養職員、事務職員及び現業職員	事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)	事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)
評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者																													
校長	教育長	教育長																													
教頭及び事務長	校長	校長																													
教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	教頭	教諭 教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員																													
学校栄養職員、事務職員及び現業職員	事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)	事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)																													
評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者																													
校長	教育長	教育長																													
教頭及び事務長	校長	校長																													
教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	教頭	教諭 教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員																													
学校栄養職員、事務職員及び現業職員	事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)	事務長(事務長の配置がない場合にあっては、教頭)																													

新旧対照表(第9条関係)

沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第8号)

改正案	現行																								
(評価者)  第5条 評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表中欄に掲げる1次評価者及び同表右欄に掲げる最終評価者が行う。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象者の区分</th> <th>1次評価者</th> <th>最終評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>市町村教育委員会教育長</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>教諭、助教諭、養護教諭、講師、栄養教諭(共同調理場に勤務する者を除く。)、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員</td> <td>教諭、助教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員</td> </tr> <tr> <td>教諭、助教諭、養護教諭、講師、栄養教諭(共同調理場に勤務する者を除く。)、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員</td> <td>共同調理場に勤務する学校栄養職員</td> <td>共同調理場の所長等</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者	校長	市町村教育委員会教育長	校長	教頭	教諭、助教諭、養護教諭、講師、栄養教諭(共同調理場に勤務する者を除く。)、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員	教諭、助教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員	教諭、助教諭、養護教諭、講師、栄養教諭(共同調理場に勤務する者を除く。)、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員	共同調理場に勤務する学校栄養職員	共同調理場の所長等	(評価者)  第5条 評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表中欄に掲げる1次評価者及び同表右欄に掲げる最終評価者が行う。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象者の区分</th> <th>1次評価者</th> <th>最終評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>市町村教育委員会教育長</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>教諭、助教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員</td> <td>教諭、助教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員</td> </tr> <tr> <td>教諭、助教諭、養護教諭、講師、栄養教諭(共同調理場に勤務する者を除く。)、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員</td> <td>共同調理場に勤務する学校栄養職員</td> <td>共同調理場の所長等</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者	校長	市町村教育委員会教育長	校長	教頭	教諭、助教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員	教諭、助教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員	教諭、助教諭、養護教諭、講師、栄養教諭(共同調理場に勤務する者を除く。)、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員	共同調理場に勤務する学校栄養職員	共同調理場の所長等
評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者																							
校長	市町村教育委員会教育長	校長																							
教頭	教諭、助教諭、養護教諭、講師、栄養教諭(共同調理場に勤務する者を除く。)、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員	教諭、助教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員																							
教諭、助教諭、養護教諭、講師、栄養教諭(共同調理場に勤務する者を除く。)、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員	共同調理場に勤務する学校栄養職員	共同調理場の所長等																							
評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者																							
校長	市町村教育委員会教育長	校長																							
教頭	教諭、助教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員	教諭、助教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員																							
教諭、助教諭、養護教諭、講師、栄養教諭(共同調理場に勤務する者を除く。)、学校栄養職員(共同調理場に勤務する者を除く。)及び事務職員	共同調理場に勤務する学校栄養職員	共同調理場の所長等																							

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条並びに第四条第一項第二号及び第三号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六条ただし書中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十二条第一項及び第三十九条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 特別支援教育

第七十一条中「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は」「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「施し、あわせてその欠陥を補うために、」を「

施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために」に改める。

第七十一条の二中「前条の盲者、聾者又は」を「第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「心身の故障」を「障害」に改め、同条を第七十一条の四とし、第七十一条の次に次の二条を加える。

第七十一条の二 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十一条の三 特別支援学校においては、第七十一条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第七十五条第一項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十二条から第七十三条の二までの規定及び第七十三条の三第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十四条中「盲者、聾者又は」を「視覚障害者、聴覚障害者、」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「心身の故障」を「障害」に、「第七十一条の二」を「第七十一条の四」に、

「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十五条第一項中「特殊学級を」を「特別支援学級を」に改め、同項第六号中「心身に故障」を「障害」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条第二項中「学校は」を「学校においては」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

第七十六条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第一百二条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校及び」を削る。

第一百二条の二を削る。

第一百七条中「、盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊学級」を「及び特別支援学校並びに特別支援学級」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

## ○学校教育法（昭和二十一年法律第一一十六号）

### 第二章 小学校

#### 〔校長、教頭、教諭その他の職員〕

第二十八条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

② 小学校には、前項のほか、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。  
③ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。  
④ 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。  
⑤ 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。  
⑥ 教諭は、児童の教育をつかさどる。  
⑦ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。  
⑧ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。  
⑨ 事務職員は、事務に従事する。  
⑩ 助教諭は、教諭の職務を助ける。  
⑪ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。  
⑫ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。  
⑬ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

### 第三章 中学校

#### 〔準用規定〕

第四十条 第十八条の二、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第十七条から第三十二条まで及び第三十四条の規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第三十六条

名号」と読み替えるものとする。

### 第六章 特殊教育

#### 〔準用規定〕

第七十六条 第十八条の二（第四十条及び第五十一条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条（第四十条、第五十一条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十四条、第三十七条、第四十六条から第五十条まで、第八十条及び第八十一条の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に、第五十二条の一の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に、これを準用する。